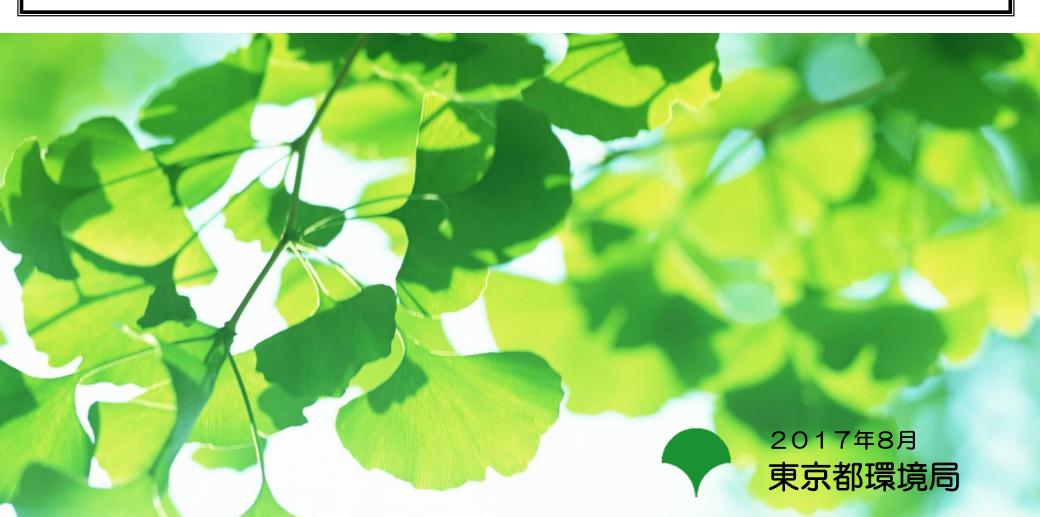
排出量取引入門

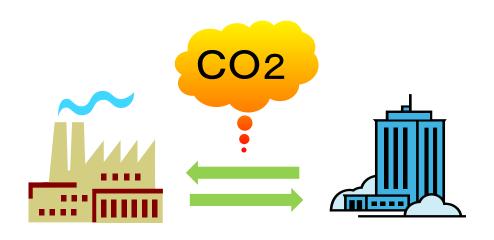


本説明会の内容

- 1. 排出量取引制度の概要
 - (1)排出量取引の基本的な事柄
 - (2)削減量口座簿とは
 - (3)排出量取引の例
- 2. 排出量取引に係る各種手続
- 3. 第2計画期間の留意事項
- 4. 総量削減義務と排出量取引システムについて
- 5. 関係資料の掲載場所

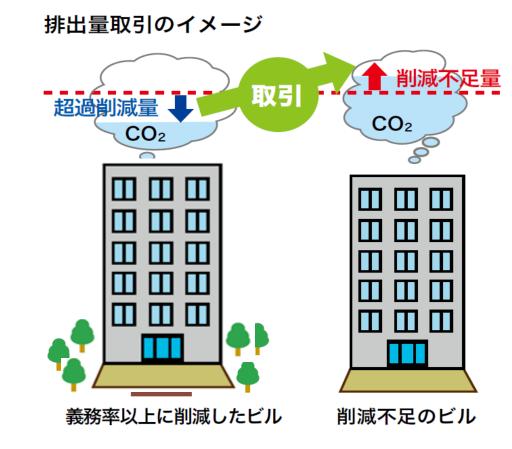
1 排出量取引制度の概要

1-(1)排出量取引の基本的な事柄



総量削減義務と排出量取引制度 ~制度概要~

- ●オフィスビル等を対象とする世界初の都市型のキャップ&トレード制度
- ●高効率機器への更新や運用対策の推進 など、自らの事業所で削減対策を推進
- ●自らの削減対策に加え、排出量取引 での削減量の調達により、合理的に 対策を推進することができる仕組み
- ●大規模事業所間の取引に加え、各種 クレジットの活用が可能



総量削減義務と排出量取引制度 ~削減計画期間~

● 削減計画期間:5年間

第1計画期間:2010~2014年度 第2計画期間:2015~2019年度

● 総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の後、履行期限となる。

- 第1計画期間の整理期間は2015年4月~2016年9月末
- 第2計画期間の整理期間は2020年4月~2021年9月末
- ※ 削減義務量及び年度排出量確定時点で、整理期間の終了まで180日以下の場合は、 それらの確定後180日を経過した日が履行期限となる。

履行其 第1計画期間の履行期限 2016年9								
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016	∓度
第2計画	ー 画期間の履行期	月 限	計画期間			整理期	間	
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021	∓度
					_	·期限 E9月末		

総量削減義務と排出量取引制度 ~削減義務率~

● 対象

約1,300 事業所

● 削減義務率

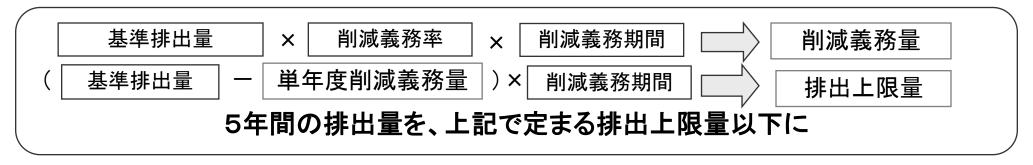
	区分	第1計画期間	第2計画期間
I -1	オフィスビル等 ^{※1} と地域冷暖房施設 (「区分 I -2」に該当するものを除く。)	8%	17%
I -2	オフィスビル等 ^{※1} のうち、他人から供給された 熱に係るエネルギーを多く利用している ^{※2} 事業所	6%	15%
I	区分 I -1、区分 I -2以外の事業所 (工場等 ^{※3})	6%	1 5%

- ※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等
- ※2 事業所の全エネルギー使用量に占める他人から供給された熱に係るエネルギーの割合が20%以上
- ※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

《新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所の削減義務率》

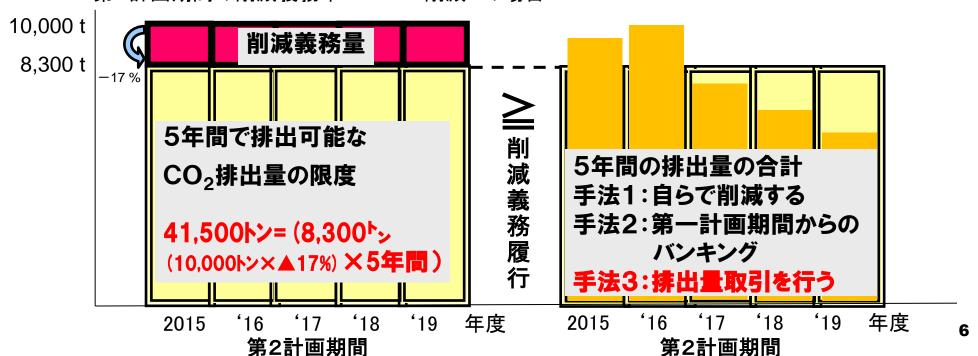
- 第2計画期間中に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、第1期と同等の削減義務率を適用
- 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、特定地球温暖化対策事業所に なってから5年間は第1期の削減義務率を適用し、第2期の残りの期間は第2期の削減義務率を適用

総量削減義務の内容



(**例**)「基準排出量」: 10,000 t

第2計画期間の削減義務率:▲17%削減 の場合

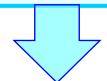


排出量取引の位置付け

「地球温暖化対策指針」の規定

「…事業所において経済的及び技術的に…実施可能な対策の実施により見込まれる削減量を算定した後に、…不足する量について排出量取引を行うという手順で検討するよう努めなければならない。」と対策実施を排出量取引よりも優先するよう決めているが、

一方で、「検討の結果、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、取得する削減量の種類及び取得方法について検討し、計画的な取得に努めるものとする。」としている。





取引は、削減不足量が確定してから検討すればよいというものではありません。



早い段階から、組織的な検討体制を構築して取引の必要性を判断し、必要な場合は、取得のための準備を進めてください。

排出量取引では"クレジット"が取引できる

- "クレジット"とは削減対策の実施により得られる温室効果ガスの削減量のこと
- "クレジット"は5種類
- ① 超過削減量
- ② 都内中小クレジット
- ③ 再エネクレジット
- ④ 都外クレジット
- ⑤ 埼玉連携クレジット

自らの削減義務量以上 に削減した場合に クレジットにできるもの

オフセットクレジット





● 第1計画期間のクレジットは、一部の再エネクレジットを 除き、第2計画期間の削減義務の履行に利用可能

排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

- 排出量取引の結果は、東京都が管理する「総量削減義 務と排出量取引システム」という電子システムに記録する。
- 口座簿の記録は、申請等に基づき東京都が行う。
- 口座簿には2種類ある。

口座簿 ②一般管理口座



排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

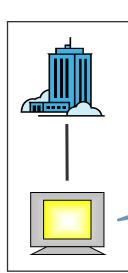
【指定管理口座とは】

- ◆ 指定管理口座に記録される数値は、対象事業所の排出状況を示す数値である。
- ◆環境確保条例・規則の改正(2016年10月1日施行)に伴 い各種変更有
 - → 「3. 第2計画期間の留意事項」参照

対象事業所

「所」の口座

指定管理口座



事業所と対になるイメージ。 ひとつの事業所に、ひとつの指定 管理口座を開設します。 削減義務の履行状況を管理

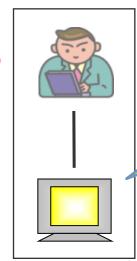
排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

- 【一般管理口座とは】
- ◆ クレジットを売却、購入する際(排出量取引)に必要となる。
- ◆排出量取引を希望する場合に開設する。

事業者(口座名義人)

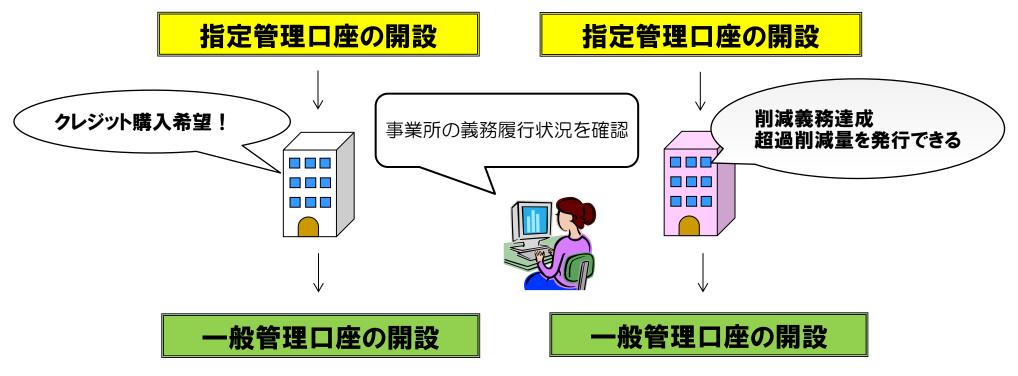
「者」の口座

一般管理口座

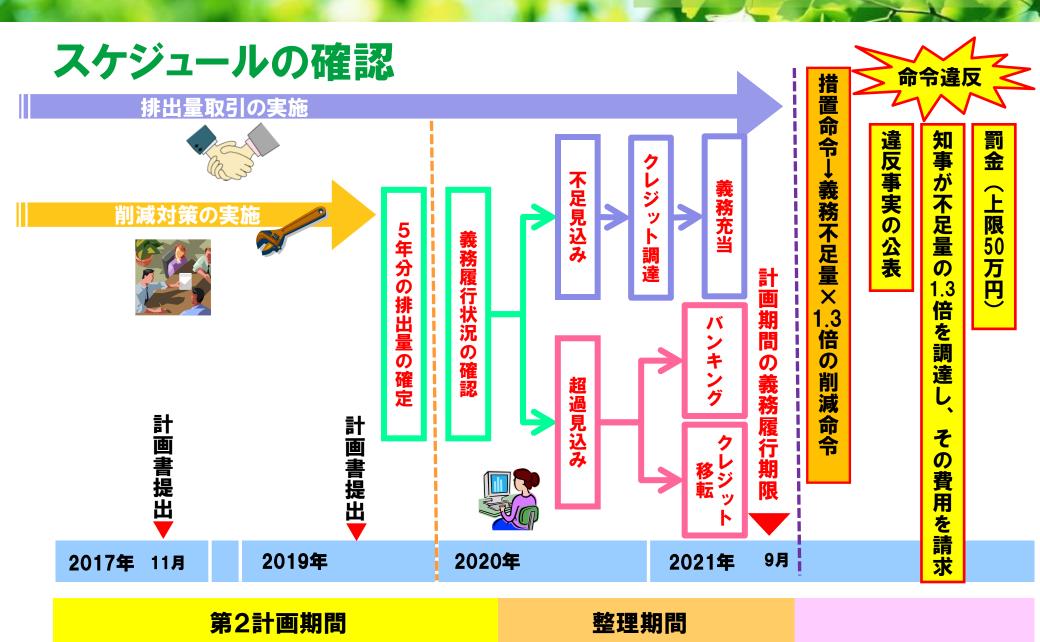


<mark>希望者が開設</mark> 取引の記録を行う口座

排出量取引の基本概念







スケジュールの確認

排出量取引をするための4つのステップ

1. 削減量の確認

義務履行のためにクレジットを購入する必要があるのか、超過削減量の発行が見込めるのか等を確認

2. 口座の開設

排出量取引をする場合、一般管理口座の開設と、指定管理口座との関連付けが必要

3. 調達先の確保

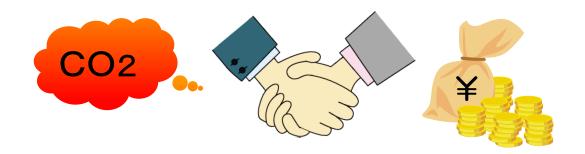
クレジットの購入先を見つけることが必要

4. 計画的な取引の実施

クレジットはすぐに調達できるとは限らない。計画的な手続等が必要 (申請によって約2~3ヶ月を要する場合がある)

取引について

- ●都の排出量取引は相対取引である。
- 取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により 決定する。
- ●取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特にない。



クレジットの販売先や購入先の見つけ方(1)

●電子システムの見積受付登録事業者照会を利用

見積受付登録事業者照会とは、電子システム内にある掲示板 クレジットを売りたい、買いたい方が、取引相手を探すために、 自らの情報を東京都のシステムに登録できる。

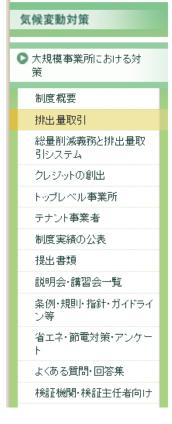
※一般管理口座を開設している場合に限る。

検索結果					
9件の見積受付登録事業	業者が検索されました	E.		《前へ	12245 次へ》
見接受付登録事業者名	所在地(住所)	取扱 種別	取扱クレジットの種類	連絡先	備号
〇〇株式会社	新宿区○○●丁目	購入		東京都〇〇区 △△町1-2-3 03-1234-5678	購入備考000
					·
				東京都▲▲区 ●●町1-2-3 03-9876-5432	購入備考000

クレジットの販売先や購入先の見つけ方(2)

●民間のクレジット仲介業者、グリーンエネルギー証書の 発行事業者を利用

排出量取引セミナー に出展したことのある クレジットの販売・仲介を 行っている事業者の情報 を公表している。



トップページ > 気候変動対策 > 大規模事業所における対策 > 排出量取引

排出量取引

- 東京都の排出量取引制度に関するアンケート調査の送付について New
- 排出量取引に関する御案内の送付について
- 東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2014 配布資料を掲載しました
- 排出量取引入門バンフレット、制度動画
- <u>都供給クレジットの販売</u> New
- 排出量取引に関する説明資料
- 簡易義務履行状況確認シート
- 排出量取引運用ガイドライン
- 排出量取引の会計・税務処理
- 排出量取引に関する調査結果(取引価格の査定結果等)
- クレジット販売・仲介事業者



- 排出量取引に関する法的な注意事項
- 申請書類
- 排出量取引の実績(発行量/件数、取引量/件数等)

クレジットの販売先や購入先の見つけ方(3)

●公表データの利用

- ▶「排出量取引実績等の情報」
 購入希望の場合
 - ⇒クレジット発行事業者に問 合わせてみる。

販売希望の場合

- ⇒クレジット発行時にその情報を公表してみる。
- ▶「計画書のデータ」

排出量データ等を計算し、販売先、購入先候補を検討してみる。

排出量取引等に係る情報(2017年3月)

1 クレジット等の発行(量の単位はt-C02)

(1) クレシット寺の発行量(平成28年度)													
クレジット等の種類	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月
7027下寺の種類	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	闦	件数	量
超過削減量	1,209,397	115	618,445	71	1,044,570	146	354,541	42	351,573	74	1,416,359	169	1,323,843
都内中小クレジット	0	0	439	- 1	155	1	0	0	0	0	656	1	680
再エネクレシット(環境価値換算量)	0	0	0	0	131	1	0	0	0	0	0	0	55
再エネクレシット(その他削減量)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,081	4	0

その他ガス削減量[※]

※ その他ガス削減量は自らの削減にのみ使用できる(売和不可)。

(2) クレジット等の発行先(5	平成28年4月1日~平成29年3月31日)	クレジット等の発行先は、発行先口座の口座名義人が希	望した場合に限り公表されます。	
	事業所の名称(指定管理口座) 口座名義人の名称(一般管理口座)	クレジット等の種類	発行量	発行月



指定(特定)地球温暖化対策事業所の名称、排出量等の情報を公開してい

対象事業所一覧(Excel)

操作マニュアル(対象事業所一覧(Excel)利用者)(PDF)

18

https://www9.kankyo.metro.tokyo.jp/koukai/koukai.html

都が公表する価格情報

- ■環境局のホームページで、取引価格の参考値を公表中
 - → 都が供給したオフセットクレジットの販売価格
 (2016年度の販売実績なし、2017年度の販売予定なし)
 - ▶東京都の調査による査定価格 (2017年2月24日時点で、取引ロットは、 100t-CO2以上1,000tCO2未満(相当))

クレジット	査定価格帯(円/t-CO2)
再エネクレジット	8,000~11,200
超過削減量	1,000~2,000

▶クレジットの振替可能削減量振替申請書に記載される申告価格

対象 クレジット (Cr.)

次の区分ごとに集計

(ア)超過削減量、都内中小Cr.、 都外Cr.、埼玉連携Cr.

(イ) 再エネCr.(※) 今回は対象なし

集計期間

平成27年10月から平成28年3月まで

集計方法

制度対象事業者が義務履行のために 行った取引のうち、価格記載のあった ものについて、取引量レンジごとの加 重平均を算出

集計対象となった取引件数 22

【取引量レンジごとの加重平均】

1,000t 以下 1,000t 超

加重平均 (円/t-C02) 1,365

506

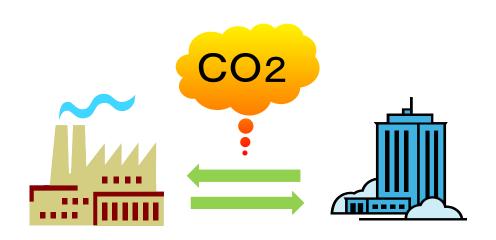
※取引量は、50t台~10,000t台である。

※全取引のうちクレジット移転時に価格記載のあった一部の事案を集計したものであるため、加重平均値として算出している数値も現在の取引の実態を示すものではなく、あくまで限られたデータの中での統計値である。

(2016年5月時点)

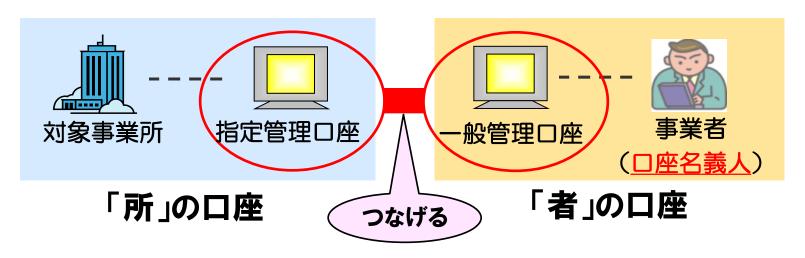
1 排出量取引制度の概要

1-(2)削減量口座簿とは



指定管理口座と一般管理口座の関連付けが必要

● 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットが移転できるよう二つの口座を関連付ける必要がある。



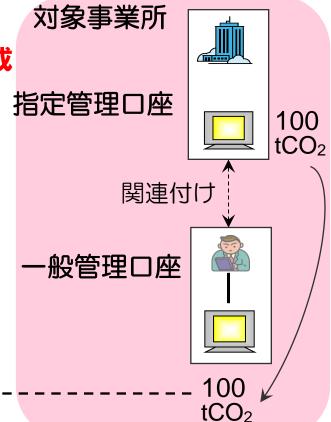
- 一般管理口座開設申請書に必要事項を記入することで、 指定管理口座と関連付けを申請できる。
- 申請書の提出により、既に開設済の一般管理口座を指定 管理口座に関連付けることは、後からでも可能

口座の役割(削減量が余る場合)

1超過削減を達成

②超過削減量を 発行

③一般管理口座 へ移転



【ポイント】

- 指定管理口座は超過削減量の発行先である。
- 指定管理口座にある段階では、事業所の義務 履行状況を表す記録(数値)に過ぎない。

【ポイント】

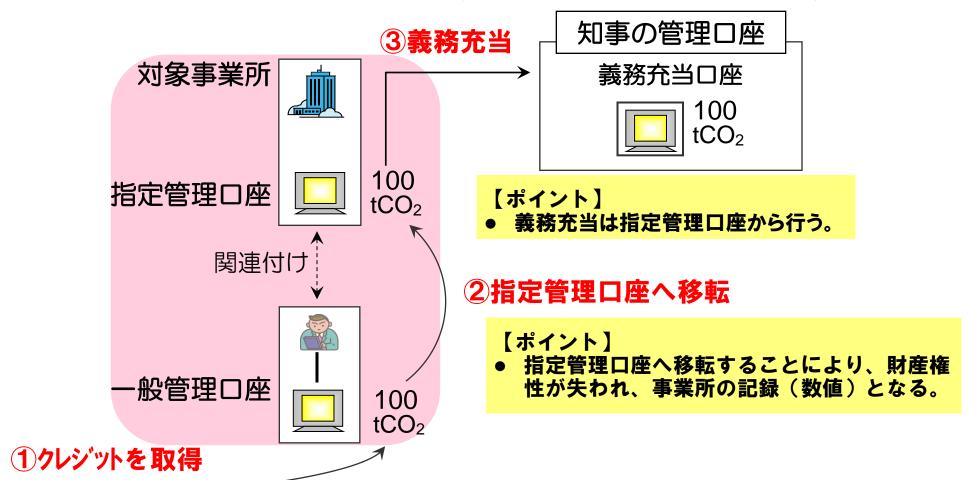
- 超過削減量は、一般管理口座へ移転することにより、口座名義人に帰属する。
- 関連付けした一般管理口座に移転できる。

【ポイント】

超過削減量を他の事業所へ移転する場合は、 指定管理口座から一般管理口座へ移転する。

4他の一般管理口座へ移転

口座の役割(クレジットを義務履行に使用する場合)



【ポイント】

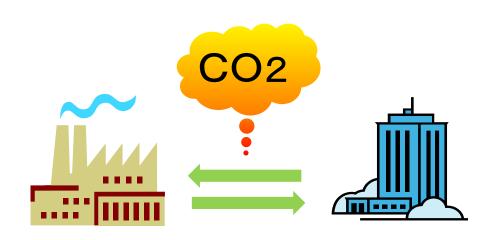
● 一般管理口座はクレジットを取得する口座となる。

口座間の振替パターン

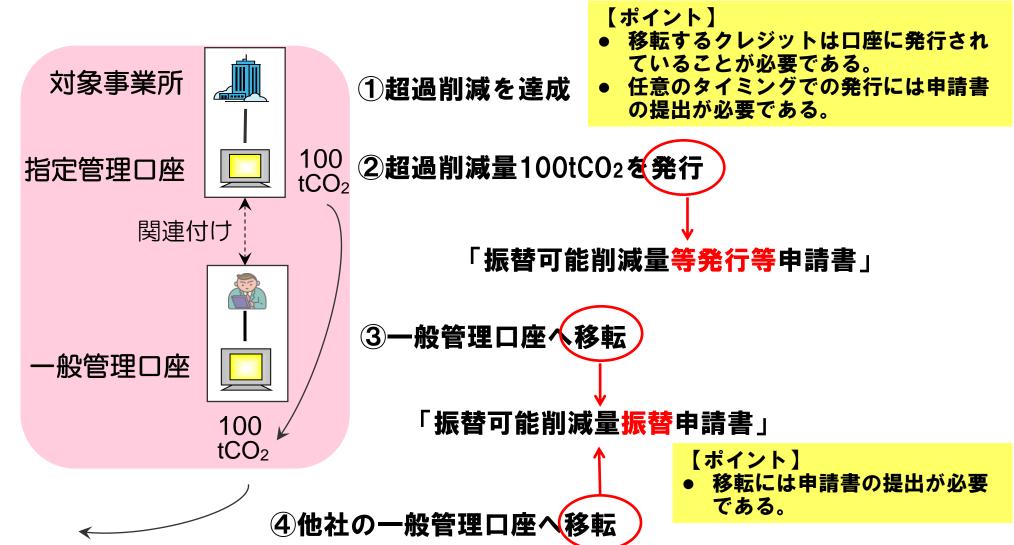
パターン	移転の意味
指定管理□座 → 一般管理□座	排出量取引の準備のための移転指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の間でクレジットの所有者を決めるための移転
一般管理□座 → 一般管理□座	一般的な排出量取引クレジットの所有者の記録が変更される。
一般管理□座 → 指定管理□座	・事業所の義務を履行する(義務充当口座へ移転する)ために、その事業所の指定管理口座へ移転(その後の義務充当に関しては、P.56を参照)
指定管理□座 ⇒ 指定管理□座	この移転はできない。 メ 必ず一般管理口座を経由しなければならない。

1 排出量取引制度の概要

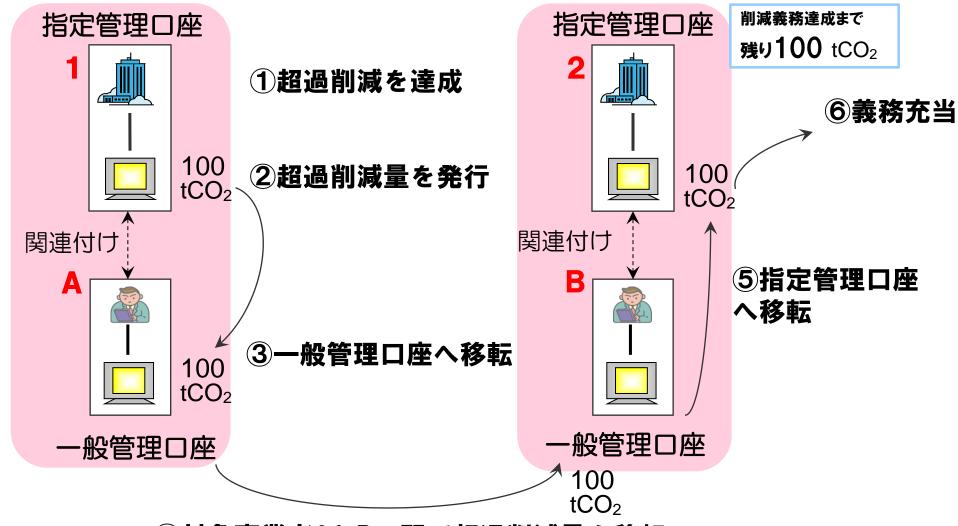
1-(3)排出量取引の例



発行と移転について



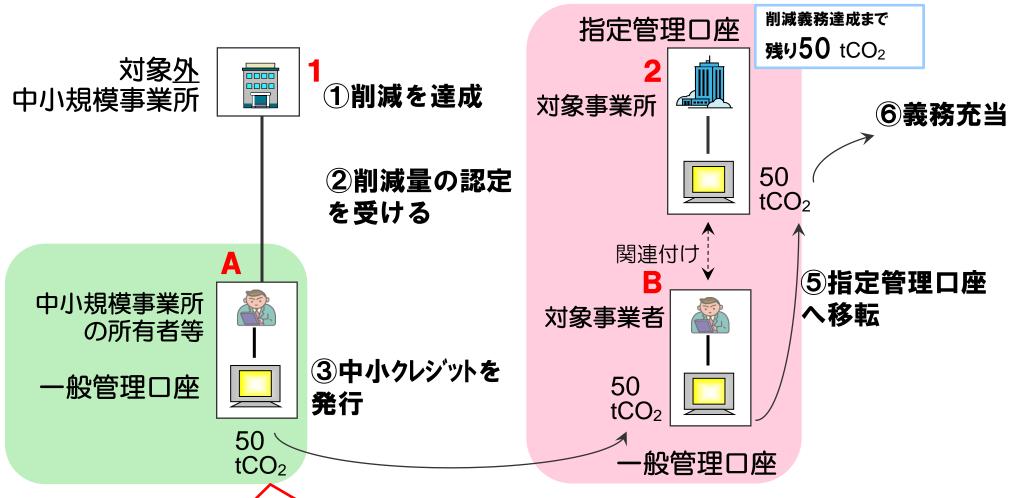
超過削減量の取引の例



④対象事業者AとBの間で超過削減量を移転

(対象事業者AとBの間の売買契約等の取り決めによる)

オフセットクレジットの取得



中小クレシットの場合は、中小規模事業 所の所有者等の一般管理口座に直接 発行される。

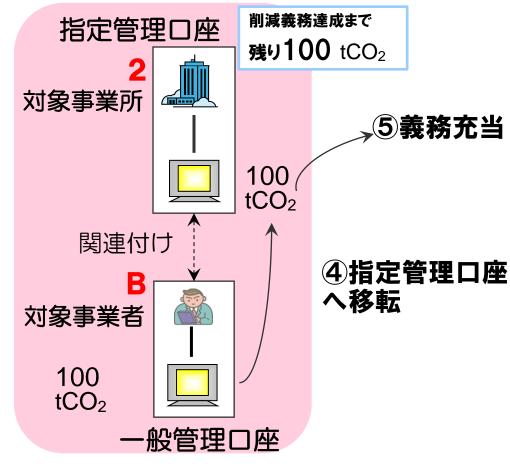
④取引参加者Aと対象事業者Bの間で 中小クレシットを移転

オフセットクレジットの取得

①グリーン電力証書を購入



②電力量の認証 を受ける

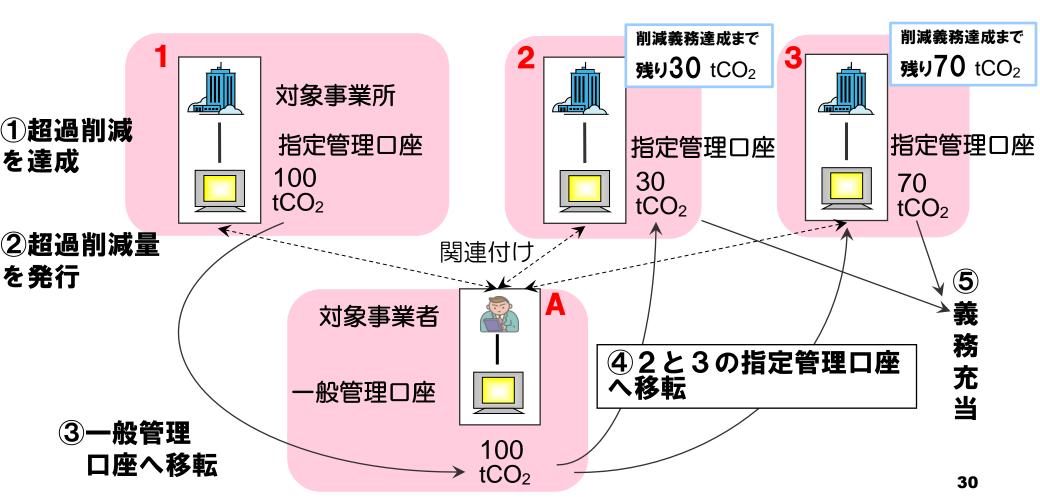


③再エネクレジットを発行

再エネクレジットの場合は、対象事業所の 所有者の一般管理口座に直接発行される。

複数の事業所の義務者の場合の例

対象事業者Aが対象事業所1、2、3の3つの事業所の義務者になっていて、 事業所1は義務を超過達成、事業所2、3はクレジットが必要な場合



2. 排出量取引に係る各種手続

		平成 年 月
	東京都知事 殿	中陸者
		住 所
東京都		氏 名
		(法人にあっては名称、代表者のF 及びまたる事務所の所在
		一般管理口座開設申請書
	都民の健康と安全を確保する課 のとおり申請します。	遠に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開
都民の健康 より御禁可能	口座を開設できる 者の程 類	
より保証可能	口座の開設要件に関する事項	
D 86 C 66	公表を希望する事項	
指定地 温暖化対 事業所の情	開設を考望する	会計 口座
(指定管理日に限る。	日産の数権定費	9
	事業所の名	7
86 89 W	関連付けを 事業所の所在	
開減量等係る情	推定管理口座 等に係る情報 推 定 番	9
	関数しようと る一般管理ロ	・ 1 中請者は、指定管理口座の口座名義人である。
20 0	と推定管理	
	添 付 書 類	別路のとおり会社名
		製便番号 作所
版 替 可 管 理	接替可能削減量の	所異名
8 8 9	管理を行う部署等の 連 縣 先	担当者名
		FAX# 9 #-471" VX
奈受付欄	※受付欄	使考
	米実特機	
_		

一般管理口座の開設(1)

申請者 排出量取引をお考えの方

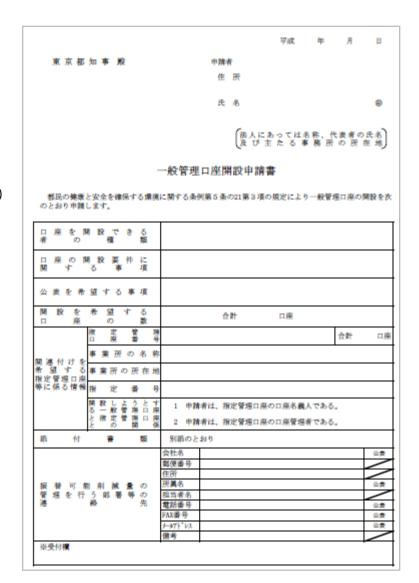
- ア 指定地球温暖化対策事業者(法人、個人を問わない)
- イ 法人(外国法人で国内に事務所、営業所等を有しないものを除く)
- ウ 次のいずれかに該当する個人
- ▶ 口座管理者
- オフセットクレジットの発行を受けることができる者
- 一般管理口座の口座名義人(個人)について相続があった場合 の相続人
- ※1口座につき1口座名義人に限る。
- ※指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の者が口座を 開設する際は、1口座につき13,400円の手数料がかかる。

● 申請書類

一般管理口座開設申請書



http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_s cale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html



一般管理口座の開設(2)

● 添付書類

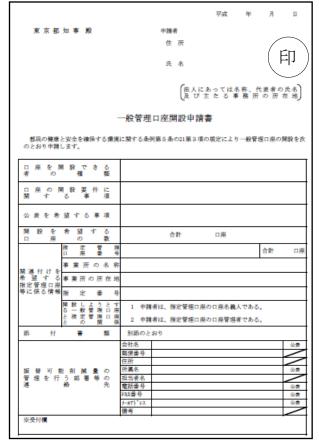
全申請者	印鑑証明書(発行後6か月 以内のもの)※
個人のうち、印鑑証明書から氏名及 び住所が確認できない者	住民票(発行後6か月以内のもの)
個人のうち、オフセットクレジット 発行事業者	オフセットクレジット認定通知書のコピー
個人のうち、相続人	被相続人の戸籍謄本など

※排出量取引に係る申請又は届出が2回目以降で、既に印鑑証明書(原本)を提出している場合は、コピー(6か月以内のもの)でも可

ただし、印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について直近で提出したものから変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書(原本)を添付すること

一般管理口座の開設(3)

● 提出物のイメージ







(CD-Rやフロッピー)

※USBは不可

①一般管理口座開設申請書

②印鑑証明書(原本)

一般管理口座の開設(4)

● 申請期限

ありません。

振替可能削減量の発行、取得又は移転を行うときまでに開設申請を行ってください。 申請書の受理後、口座開設までに時間を要しますので、余裕を持って開設されること をお勧めします。

● 提出方法

窓口への持参(※)又は郵送。

- ※窓口の予約方法は、次の2通りがあります。
- ①ホームページから「ヘルプデスク予約申込書」をダウロードし、FAXで予約 (http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/contact/helpdesk.html#4)
- ②相談窓口に電話して予約(スライドP.71を参照)



申請書の提出後、口座開設手続が完了すると、東京都から「一般管理口座開設通知書」及び口座簿利用者番号(ログインID)が送付される。 35

2 排出量取引に係る手続

超過削減量の発行(1)

● 申請者

特定地球温暖化対策事業者

- ✓ 一つの申請で複数の指定管理口座の超過削減量をまとめて発行することが可能
- ✓ 義務者が複数の場合は、原則、連名での申請となる。
- ✓ <u>口座管理者</u>を登録している場合は、口座管理 者が申請できる。

申請書類

振替可能削減量等発行等申請書



振替可能削減量等発行等申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第3項、第4項又は第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

П	座	番	号	管理口座 の 種 類	
	に係る	事業所の名	称		
温暖事業	化 対 策	事業所の所存	E地		
に限	で理口座 る。)	指 定 番	뮷		
		種	類		
振 替削減	· 可能量等に	発 行 又 振 替 の 数	は 量	t (二酸化炭	素換算)
所 滅 係 る		振替可能削減 (超過削減量 除く。)の (認証) 番	₹を 以定		
添	付	書	類	別添のとおり	
管	: 可能 理 等	削 減 量 等 行 の 連 絡		会社名 郵便番号 住所 所属名 担当者名 電話番号 PAX番号 	
※受付	欄			·	

37

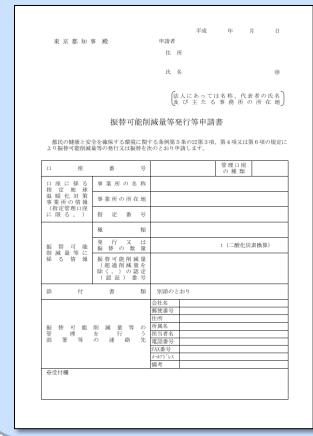
超過削減量の発行(2)

添付書類

- ※1 公表を希望した場合は、東京都環境局ホームページに発行情報を公表します。公表様式の提出がない場合は、公表いたしません。
- ※2 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容 (印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更が あった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付 が必要。

超過削減量の発行(3)

提出物のイメージ







③申請書の電子データ (CD-Rやフロッピー) ※USBは不可



④印鑑証明書 (必要な場合)

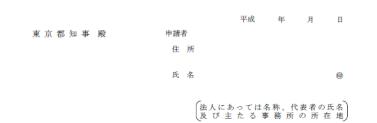
①振替可能削減量等発行等 申請書 ②振替可能削減量の発行等に 係る情報の公表について (必要な場合)

クレジットの振替(1)

- 申請者
 - 振替可能削減量の移転元の口座 名義人
- ✓ 一つの申請で複数の種類の振替可能削減量 又は複数の組合せの口座間について、まとめ て振替が可能
- ✓ 指定管理口座について、義務者が複数の場合は、原則、連名での申請となる。
- ✓ <u>指定管理口座について、口座管理者</u>を登録している場合は、口座管理者が申請できる。
- 申請書類

振替可能削減量振替申請書

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/la rge_scale/documents/furikae.html



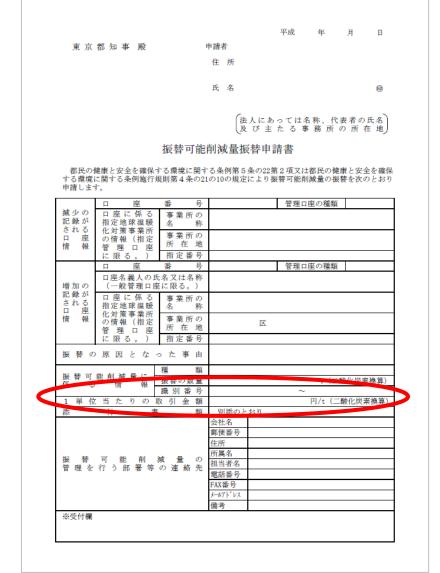
振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり由助1ます。

	口 座	番 号			管理口座の種類	
滅少のが記録れる	口座に係る指定地球温暖	名 称				
口を	化対策事業所 の情報(指定 管理ロ座	事業所の				
	に限る。)	指定番号				
	口 座	番 号			管理口座の種類	
増加の	口座名義人の (一般管理口					
記録が される ロ	口座に係る 指定地球温暖	名 称				
情報	化対策事業所 の情報(指定 管理ロ座	事業所の		区		
	に限る。)	指定番号				
振 替 の	原因とな	った事由				
	Ale allei S.A. Ell. III	種 類				
振替り係る	能削減量に	振替の数量	:		t (二頁	
DK '6) IH TIK	識別番号			~	
1 単位	と当たりの	取引金額			円/t (二)	敏化炭素換算)
添	付	書 類	別添のと	おり		
			会社名			
			郵便番号			
			住所			
4cr ±±	ar etc wil	D E 44	所属名			
	可能削	滅 量 の				
管理を行う部署等の連絡先			電話番号			
			FAX番号			
			メールアト・レス			
			備考			
※受付欄						

クレジットの振替(2)

- 書類作成上の注意点 振替時の申告価格
 - →原則「1単位当たりの取引金額」欄は 記載が必要
- ✓ 利用方法 記載いただいた金額は集計し、統計処理した 数値のみを申告価格として公表する。(P.19) (個々の取引金額を全て示すわけではない)
- ✓ 利用目的 市場価格の判断及び会計・税務処理における公正価格に関する参考情報として利用できることを想定(公益目的)



クレジットの振替(3)

● 添付書類

回座名義人の 情報に変更が あった者 個人のうち、印鑑証明書から 氏名及び住所が確認できない 者

※ 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要。

クレジットの振替(4)

● 提出物のイメージ







①振替可能削減量振替申請書

②印鑑証明書(必要な場合)

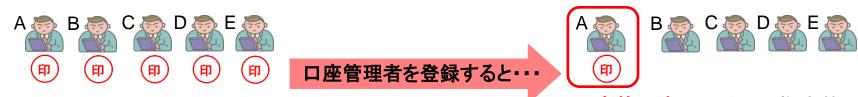
口座管理者による申請

口座管理者とは

- ✓ 口座管理者は、削減義務者に代わって、指定管理口座に係る申請(超過削減量の発行・移転、義務充当の申請など)を行うことができる。
- ✓ 削減義務者の同意があれば、誰でも口座管理者になることができる。
- ✓ 口座管理者の登録申請は、削減義務者全員の記名押印が必要。



・口座管理者の登録後は、単独義務者の場合と同じ手続手順となる。



指定管理口座に係る申請手続は 全ての口座名義人の連名である 必要がある。 口座管理者Aは単独で指定管理 口座に係る申請手続を代行可能

2 排出量取引に係る手続

申請様式等の掲載

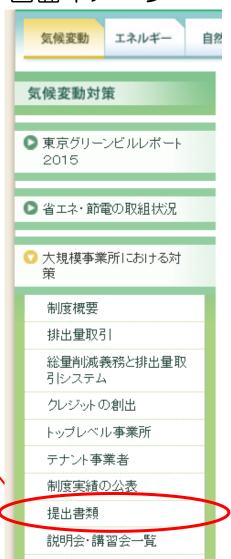
各申請様式については、東京都環境局HPからダウンロードできます。

必要書類及び手続の詳細についても掲載しておりますのでご確認ください。

く提出書類>

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climat e/large_scale/documents/index.html

掲載場所の 画面イメージ

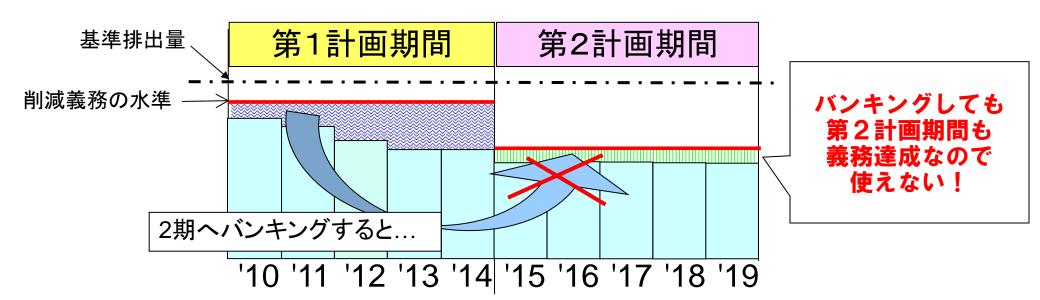


3. 第2計画期間の留意事項



超過削減の場合の留意事項

- ●第1計画期間と第2 計画期間どちらも超 過削減となる場合
- ▶ クレジットを義務充当し、その分事業所の排出量を減らすことはできない。
 - 例えば、第1計画期間からバンキングした超過削減量を義務充当して、その事業所の 第2計画期間の排出量をさらに減らすということはできない。
 - その分、第2計画期間に発行できる超過削減量が増えるということもない。
- ▶ 他者への売却、又は自社の他の事業所の削減義務への利用は可能



バンキングの増量(1)

● 背景

- ▶ 第2計画期間で使用するCO2排出係数を見直し(計画期間中は固定) ::需要側からのCO2削減を、より効果的・実態に合うものとするため
- > これまでの省エネ努力によるCO2削減効果を適切に反映させるため 基準排出量も見直し後の排出係数を利用して再計算
- > <u>バンキングされた超過削減量等の取扱いについても、排出係数の</u> 見直しの影響を反映

● 時期

> 2017年8月下旬に一斉に実施予定(増量申請等は不要。事前に改めて通知)

バンキングの増量(2)

● バンキング量に乗ずる倍率

(第2計画期間の基準排出量:第1計画期間の基準排出量)

		1-2-1				
	バンキング量に乗ずる倍率(都規定)					
超過削減量	・超過削減量及び都外クレジット を創出した事業所の第1期と第2 期の基準排出量比で倍率を設定。	倍率 = 第2期の基準排出量 第1期の基準排出量				
都外クレジット	・第1計画期間中に指定取消となった事業所の発行した超過削減量の倍率は1.21とする。					
再エネクレジット	・第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定。	第2期の排出係数				
その他ガス削減量	C口学で改た。	倍率 = 第1期の排出係数				
都内中小クレジット	中小規模事業所での手続の簡素化のため、一律の倍率 (中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数比)を設定。 倍率=第2期の電気の排出係数(0.489t-co₂/∓kWh)÷第1期の電気の排出係数(0.382t-co₂/∓kWh)					
埼玉連携クレジット	• 埼玉県規定の倍率を適用					

バンキングの増量(3)

- 超過削減量に乗ずる倍率
- > 実際には、次の値が使用可能 基準排出量改定(再計算)時の排出係数の変更に伴う増加率
 - ○基準年度の増加率 ○都が定める倍率(1.21) ○2013年度排出量の増加率 このうち、事業所が選択したいずれかの倍率
 - (※)「基準排出量改定申請書」に添付した「基準排出量改定算定書」で確認可能
- 端数処理の注意点
- ▶ 創出元事業所ごとに倍率を乗じ、計算結果の小数点以下は切捨て

バンキングの増量(4)(超過削減量の増量イメージ①)

①(2017年度の一斉増量時に)創出した事業所にクレジットがある場合

A事業所

(例) 創出した事業所Aの倍率 第1期の基準排出量10,100 5 第2期の基準排出量12,400 5 倍率=12,400÷10,100 =1.22772277・・・・ =1.2277228 ※小数点第8位四捨五入 クレジット

80t-CO₂



創出事業所Aの倍率

98t-CO₂

 $80t\text{-CO}_2 \times 1.2277228 = 98.217824$

= 98 ※小数点以下切捨て

②(2017年度の一斉増量時に)クレジットが移転していた場合

創出元事業所A

倍率1.2277228

クレジット

80t-CO₂



創出事業所A

の倍率

80t-CO₂

1

移転先事業所B

倍率1.1889988

クレジットが移転していた場合も 創出元事業所の倍率を乗じる。

98t-CO₂

80t- $CO_2 \times 1.2277228$

バンキングの増量(5)(超過削減量の増量イメージ②)

③(2017年度の一斉増量時に)**複数の事業所が創出したクレジットを保有する** 場合

創出元事業所A

倍率1.2277228

移転先事業所B

倍率1.1889988

創出元事業所C

倍率1.2277228

155t-CO₂

95t-CO₂ 移転

95 t-CO₂

60 t-CO₂

移転

60t-CO₂

創出事業所Aの倍率

 $95t\text{-CO}_2 \times 1.2277228 = 116.633666$

= 116*...(1)

創出事業所Cの倍率

60t- $CO_2 \times 1.2277228 = 73.663368$

= 73*...(2)

※小数点以下切捨て

創出元事業所の倍率を それぞれ乗じ、合算する。

116 t-CO₂

73 t-CO₂

1+2

189t-CO₂

【注意】

 $(95+60) \times 1.2277228$ =190.297034=190^{*} ではない。

51

バンキングの増量(6)

- 契約の際の注意点
- » バンキング増量は、クレジットの売り手と買い手の両方に関わる事項
- バンキング増量前に排出量取引を行う場合は、契約の際に、 売り手と買い手の間で増量の倍率を確認するなど、 バンキングの増量があること等を注意して実施する。
- 会計処理の考え方
- ➤ 無償取得であり、クレジット総量としての価値に変動はない。
 ⇒会計上の処理は不要と考えることができる。
- 必要以上に行った義務充当量
- バンキング増量の対象だが、義務履行のみに利用可能、取引には利用できない。

指定管理口座開設申請の廃止

●改正前

●2016年10月から 適用

● 事業者からの「指定管理口座開設申請書」による申請で開設(義務)

●改正後

- 事業者からの開設申請によらず、<u>知事が指定地球温暖化対策事業所</u> の指定を行う際に、職権で開設→開設申請を廃止
- 口座簿の閲覧、利用に必要なログインID等の情報は、「指定地球温暖 化対策事業所指定通知書」により全義務者に通知される。
- 指定地球温暖化対策事業者が変更となった場合、すべての変更後の 事業者にログインID等が通知される。
- 平成29年3月に、口座未開設事業者(開設義務のなかった指定地 球温暖化対策事業者)に対しては、知事が職権で開設済み

指定管理口座の廃止時期の変更

●改正前

●2016年10月から 適用

● 指定地球温暖化対策事業所の指定の取消しと同時に指定管理口座 を廃止

●改正後

- 指定取消しの30日後に指定管理口座を廃止
- 指定管理口座の廃止の際に口座にクレジットが記録されている場合、 当該クレジットは抹消されることになるので注意が必要

⇒指定管理口座の廃止の日までに、指定管理口座に記録されているクレジットを一般管理口座に移転する必要がある(事実上の移転期限)

超過削減量発行の自動化

●2016年10月から 適用

- ●改正前
- 事業者からの「振替可能削減量等発行等申請書」による申請で発行

●改正後

- 削減義務期間の終了後、<u>削減義務量及び総排出量が確定した段階</u> (義務履行状況が確定した段階)で、知事が職権で発行する。
 - ⇒超過削減量の発行申請は原則、不要に
 - ⇒排出量取引システムにて確認可能
- 削減義務期間の途中、<u>発行申請書により、任意のタイミングで発行す</u> ることは引き続き可能

義務充当の自動化

●改正前

● 事業者からの「義務充当申請書」による申請で充当

●改正後

- 義務充当申請期限(※)の翌日において、削減不足量がある場合、 <u>指定管理口座に記録されているクレジットを知事が職権で充当する。</u> ⇒削減不足量に見合ったクレジットを保有していれば、特段の手続きを とらずとも義務履行が可能
 - (※)義務履行期限日の30日前
- 一般管理口座から指定管理口座に振替を行ったクレジットについて、 振替後、遅滞なく、知事が職権で充当する。
- 削減義務期間の途中、<u>義務充当申請により、任意のタイミングで充当</u> することは引き続き可能

●2016年10月から 適用

4. 総量削減義務と排出量取引システムについて



総量削減義務と排出量取引システムとは

- ✓クレジットの量や取引履歴などの情報を記録し、管理する電子システム
- ✓インターネットを通じて、Webブラウザ上で操作できる。
- ✓口座開設者は、自らの事業所の義務履行状況のほか、自分が開設した口座に記録されているクレジットの量や取引履歴などを参照できる。
- ✓利用時間: 開庁日(土日、祝日を除く) 9:00から18:00まで

銀行口座のようなイメージ

✓利用料:無料

<取引履歴>

<〇〇会社>

10/1 超過削減量 発行 100t

10/3 都外クレジット 移転 50t



く義務履行状況>

<00ビル>

基準排出量:3,500t

2015年度排出量: 3,000t

くクレジットの保有量>

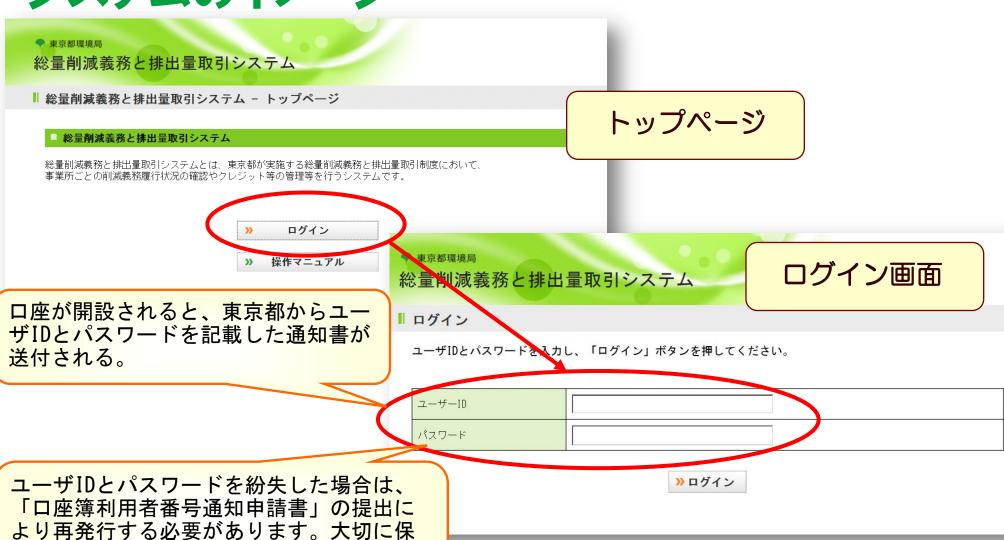
<ムム会社>

都内中小クレジット: 100t

超過削減量: 200t

システムのイメージ

管してください。



指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分の口座のみ

く指定管理口座>

- ✓基準排出量、削減義務 率などの参照
- ✓毎年度の温室効果ガス 排出状況の参照
- ✓義務履行状況の参照

<指定・一般共通>

- ✓クレジットの保有量の参 照
- ✓クレジットの取引履歴の 参照
- ✓口座開設者情報の参照

<一般管理口座>

- ✓移転の実行
- ✓見積受付登録事業者照 会の利用

指定管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分の口座のみ

<指定管理口座>

- ✓基準排出量、削減義務 率などの参照 ———
- ✓毎年度の温室効果ガス 排出状況の参照
- ✓義務履行状況の参照

超過削減量の発行可能な量が一

	我们	务復行 状况								
							削減義	務率以外の数値	の単位はt-CO₂	
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	整理期間	削減義務 期間合計	
	適用区分		第二義務率	第二義務率	第二義務率	第二義務率	第二義務率			
1	事業所区分 トップレベル事業所の認定区分		I -2	I -2	I -2	I -2	I -2			ı
ı										ı
ı	電	事法関連の適用区分								ı
l	: ±	基準排出量	33,041	33,041	33,041	33,041	33,041		165,205	
	び	削減義務率	15%	15%	15%	15%	15%			
	予定の量	排出上限量							140,425	
		削減義務量							24,780	
$\left\{ \right.$	実績	特定温室効果ガス排出量	23,334						23,334	
l		排出削減量	9,707						9,707	L
	20	の仲ガス削減量の								i
_		でわかる 💳	7							
	義和	务充当量								
	超过	過削減量の発行量								I
•		引を加味した H削減量	9,707	.					9,707	
l	超过	過削減量発行可能量	4,751							ı

61

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分の口座のみ

(例)一般管理口座の画面



✓クレジットの保有量の

参照

✓クレジットの取引履歴の 参照

✓口座開設者情報の参照





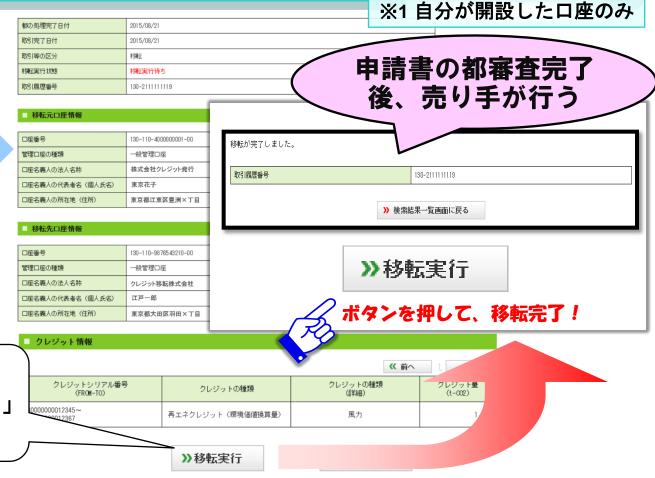
一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

<一般管理口座>

√移転の実行

✓見積受付登録事業者 照会

<u>一般</u>管理口座から<u>一般</u>管理口座 への移転の場合のみ、「移転実行」 の操作が必要



一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

<一般管理口座>

- ✓移転の実行
- ✓見積受付登録事業者 照会

■ 見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。 「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。 入力後に「確定」ボタンを押してください。

選択	取扱 種別	見積受付事業者 としての登録	取扱クレジットの種類	連絡先	備考(最大1,000文字) ※連絡先、PR等、ご自由に入力 してください。
•	購入	希望する	超適削減量 都内中小クレジット 再エネクレジット(環境価値換算量) 再エネクレジット(その他削減量) 都外クレジット 埼玉連携クレジット	担当者:大江戸花子 TEL:03-▲▲▲- メール: O.Hanako®▲▲co.jp	お気軽にご相談ください。
0	販売	希望しない		^	Ŷ

一売り手・買い手を 探すことができる!

この画面で登録した情報がシステム上に公開される。

口座簿利用者番号(ユーザID)・暗証番号を 紛失した

- システムにログインするためのユーザID、初期暗証番号は 「指定(又は一般)管理口座開設通知書」に記載あり
- ●「口座簿利用者番号等通知申請書」により、ユーザIDの通知又は暗証番号の再発行が可能
 - ⇒指定(又は一般)管理口座開設申請書の「振替可能削減量等 の管理を行う部署等の連絡先」宛てに郵送
- 初期暗証番号でログインすると、暗証番号の変更が必ず求められる
 - ⇒変更後、再度暗証番号の変更を行う場合は、一度ログアウトして から作業を行うこと。その際、初期暗証番号を暗証番号として(再度) 設定することは、セキュリティ対策上、推奨しない。

登録情報の確認

口座名義人情報・連絡先の

登録情報が最新の 情報になっているか確認

● 口座の連絡先は、「地球温暖化対策計画書」の連絡先とは別に設けられているので、特に注意が必要となる。

※登録情報に変更がある場合は、口座名義 人等氏名等変更届書の申請が必要



口座情報一覧について

環境アセス 化学物質: エネルギー 気候変動 自然環境 廃棄物 自動車 水環境 土壤污染 トップページ > 気候変動対策 > 大規模事業所における対策 > 総量削減義務と排出量取引システム 気候変動対策 総量削減義務と排出量取引システムについて もの 大規模事業所における対 制度概要 総量削減義務と排出量取引システムとは? 出量取引 できる。 総量削減義務と排出量取引システムとは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引 総量削減義務と排出量取 制度において、事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等を行うシス 引システム テムです。 シジットの創出 利用時間:開庁日(土日、祝日を除く)9:00から18:00まで を公表する。 トップレベル事業所 テナント事業者 制度実績の公表 実績、計画、口座一覧等の公表 口座開設者はこちら(ログイン) 提出書類 説明会·講習会一覧 条例・規則・指針・ガイドライ 指定管理口座情報一覧(PDF)イメージ ン等 新着情報 省エネ・節電対策・アンケー 130-100-XXX-00 2013年1月26日 氏名(法人にあっては、名称) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都庁 システムの機能が一部追加されました。 東京都 東京都新宿区西新宿〇丁目△-× ○○ビル 新宿区 よくある質問・回答集 「移転実行」をする際に、「第2バスワード 口座管理者に係る情報 氏名(法人にあっては、名称) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 検証機関・検証主任者向け 東京都 東京都新宿区西新宿〇丁目ム-× 〇〇ビル 「第2バスワード」は初め、設定されていま 環境配慮型DC認定制度 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先 定/変更」をクリックし、設定してください。 氏名又は会社名 FAX番号 環境局 103-XXXX-XXXX 東京都 03-XXXX-XXXX 口座名義人に係る情報 130-100-XXX-00 氏名(法人にあっては、名称) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

00ビル

△△株式会社

- ✓ 指定管理口座、一般管理口座の口座 名義人や連絡先の情報を一覧化した
- ✓ 東京都環境局のホームページで閲覧
- ✓ 原則、全ての管理口座について情報

東京都新宿区の工目ム-× ののビル

口座番号が分からなくなった場合はここから確認

メールアドレス

e-mail l@metro.tokvo

5 関係資料の掲載場所



排出量取引の情報は、東京都環境局HPから



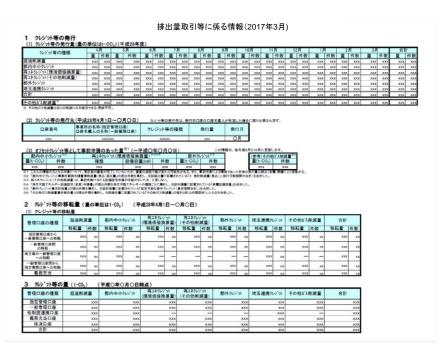
排出量取引に関する情報公開について

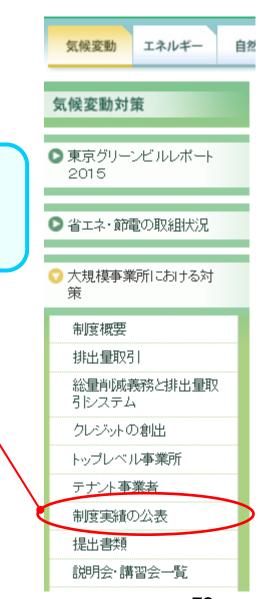
クレジットの発行量や取引量など、排出量取引に関する情報を東京都環境局HPで公表しています。

<制度実績の公表>

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/data.html

に、「排出量取引に係る情報」としてPDFファイルを掲載





70

相談窓口にお気軽にご相談ください!!

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、排出量取引に関する相談 についてもお受けしています。

- ✓口座の開設、取引に関する申請手続
- ✓クレジットの取引方法
- ✓会計税務の取扱い
- ✓その他排出量取引に関すること

お気軽にご相談ください。

<総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 16 階北側

TEL: 03-5388-3438 FAX: 03-5388-1380

Email: ondanka31@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関する御質問)

torihiki@ml.metro.tokyo.jp (排出量取引に関する御質問)